

# 後期高齢者医療制度 ご加入の皆さまへ

## ① 「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる人は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている人で、所得状況などによって引き続き認定される人には、8月から使用する新しい認定証を郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する人は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、手続きしてください。

## ② 令和2・3年度の保険料について

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{[被保険者全員が納める額]} \\ \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{(40,514円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{[所得に応じて納める額]} \\ \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(基礎控除後の所得} \times \text{所得割率(7.41\%))} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(賦課限度額 64万円)} \\ \hline \text{(100円未満は切捨)} \\ \hline \end{array}$$

※均等割額、所得割率はこれまでと変わりません。

※基礎控除後の所得とは、総所得金額などから33万円を差し引いた額となります。

### ◆保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割
33万円以下かつ被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない	7割
33万円 + (28.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (52万円 × 被保険者の数) 以下	2割

分からないこと、困ったことなど  
がありましたら  
お気軽にご相談ください。



### ◆被用者保険の被扶養者であった人の軽減

資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減となります。所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※世帯の所得が低い人は、均等割額の更なる軽減（7.75割軽減、7割軽減）が受けられます。

### ◆保険料の減免など

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免を受けられることがあります。お早めにご相談ください。

## ③ 傷病手当金について

被保険者である被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱などの症状があり感染が疑われる人で、一定の要件を満たし、療養のため労務に服することができなかつた人に対し、傷病手当金を支給します。申請方法は郵送による受付のみとなりますので、必ず、事前に電話でお問合せくださるようお願いいたします。

相談・問合わせ先 三戸町役場 健康推進課 ☎ 20-1153 / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821